

※こちらをご覧になってから裏面のワンストップ特例申請書を作成してください※

ワンストップ特例申請書の記入・添付書類について

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 歳	整理番号	
住所	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	12ケタのマイナンバーを記入してください
	性別	男 女
電話番号	生年月日	明・大 昭・平

記載されている情報に間違いはないですか？

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

① 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

② 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金控除の特例を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合は□にチェックを入れてください。

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請書が可能です！

②は、寄附する市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合は□にチェックを入れてください。（6市町村以上になると確定申告が必要です）

①～③のいずれかの書類を添付して下さい。
添付書類に不備があると申請を受付することができませんのでご注意ください。

①	②	③
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードをお持ちでない方	
マイナンバーカード両面の写し	写真付本人確認資料がある方	写真付本人確認資料がない方
 おもて  うら	 写真付本人確認資料 1点 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード 等から1点 +  通知カード <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・マイナンバー記載の住民票（コピー可） どちらか1点  住民票 どちらか1点 <p>(注) 令和2年5月25日以降に住所変更された方は通知カードの裏面に新しい住所の記載を行いませんので、マイナンバーの記載されている住民票でなければ正確な住所の確認ができませんのでご注意ください。</p>	 年金手帳  公的機関の発行書類 2点 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・提出先自治体が認める公的書類 等から2点 +  通知カード <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・マイナンバー記載の住民票（コピー可） どちらか1点  住民票 どちらか1点 <p>(注) 令和2年5月25日以降に住所変更された方は通知カードの裏面に新しい住所の記載を行いませんので、マイナンバーの記載されている住民票でなければ正確な住所の確認ができませんのでご注意ください。</p>

注意

★ワンストップ特例申請書の提出期限はふるさと納税をした翌年の1月10日必着となっております。期限を過ぎて提出された申請書は受付できませんのでご注意ください。

★ワンストップ特例申請書を提出後に住所・氏名等が変更になった場合は変更届の提出が必要となります。変更届の提出がない場合お住いの自治体に正確な情報を送ることができず税控除を受けられなくなります。